

利用者各位

マイナンバー制度に関する利用目的の追加について

日頃より当JAをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当JAでは所定の取引・手続き時において、利用者の皆さまからマイナンバーを申告いただいておりますが、番号利用法(マイナンバー法)等の改正により、平成30年1月1日から「利用者の氏名・住所等を含む預貯金に係る情報」を利用者の個人番号・法人番号と紐付けて検索可能な状態で管理すること(以下「預貯金口座付番」といいます。)が金融機関に対して義務付けられることとなりました。

つきましては、当JAにおきましても利用者皆さまからお預かりしているマイナンバーを預貯金情報と紐付けて管理する必要があることから、貴殿から申告いただいているマイナンバーの利用目的に本利用目的『預貯金口座付番に関する事務』を追加させていただきます。(共済事業、講師料や講演料、賃料の支払いに関する支払調書作成事務にて取得したマイナンバーは別管理のため対象外)

現時点では預貯金口座付番に関してマイナンバー届出を強制するものではありませんが、3年後には届出の義務化が検討されていること、また官民挙げた取り組みであることなどから、何卒ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

※預貯金口座付番は、貯金口座とマイナンバーとを紐付けて、社会保障の資力調査や税務調査、金融機関破綻時の口座の名寄せのためにマイナンバーを利用できるようにするための仕組みであって、これにより、国が自由に貯金情報を把握することができるようになるものではありません。また、当JAから任意に貯金情報を行政に提出するものではありません。

ご不明な点がございましたら、支店窓口までお問合わせ願います。

平成30年1月吉日

横浜市旭区二俣川 1-6-21
横浜農業協同組合
代表理事組合長 黒沼 利三